

スマイルショートステイ

(指定介護予防短期入所生活介護)

運 営 規 程



スマイルショートステイ

指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人近江薰風会が設置運営する指定介護予防短期入所生活介護事業所スマイルショートステイ（以下「事業所」という。）が行う、指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、ご利用者が可能な限り、その居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援および機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、もってご利用者の生活機能の維持または向上を目指す。

- 2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者、その他の保険医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 上記のほか、「滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第20号）」を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 スマイルショートステイ
- (2) 所在地 滋賀県米原市寺倉 603 番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（併設の指定介護老人福祉施設を兼務）
管理者は、事業所の職員の管理および業務の管理を一元的に行うとともに、ご利用者に応じた指定介護予防短期入所生活介護計画の作成を行う。
- (2) 医師 1名（嘱託医・兼務）
医師は、ご利用者の健康管理および療養上の指導に従事する。
- (3) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、指定介護予防短期入所生活介護の利用に係る調整、ご利用者またはそのご家族の生活相談および、指定介護予防短期入所生活介護計画の企画・立案並びにサービス提供上の連絡調整に従事する。
- (4) 介護職員 4名以上
介護職員は、ご利用者の介護等に従事する。
- (5) 栄養士 1名以上（兼務）
栄養士は、ご利用者に提供する食事の管理およびご利用者の栄養指導に従事する。
- (6) 機能訓練指導員 1名以上（兼務）
機能訓練指導員は、ご利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練に従事する。
- (7) その他の職員 若干名

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、10名（ユニット名称 ヒカリ）とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

項目	サービス内容	備考
1. 居室の提供	・洗面設備が施された居室で滞在いただけます。	
2. 食事	・栄養士の作成する献立表により、栄養並びにご利用者の方の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。 ・ご利用者の方の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 ・職員の見守りが可能な範囲であれば、好きなフロアで好きな方と食事を取っていただくことができます。 ・また、食事の時間を下記の時間以前にしたい場合は、最大30分まで早めることができます。食事の時間を下記の時間以降にしたい場合も、最大2時間まで遅らせることができます。 ・食事提供時間 朝食7：30～ 昼食12：00～ 夕食18：00～	
3. 排泄	・ご利用者の方の排泄の介助を行います。	
4. 入浴	・入浴または清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。	週2日
5. 機能訓練	・ご利用者の方の心身の状況に応じて日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその減退を防止するため看護職員等が訓練を行います	
6. 健康管理	・看護職員により必要に応じてバイタルチェックを行います。	
7. 生活相談	・ご利用者の方とそのご家族の方からのご相談に応じます。	

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービス（現物給付）であるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とし、法定代理受領サービスでないときは、その全額とする。事業所は、利用料の全額の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を交付する。

2 事業所は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払をご利用者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けているご利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(1) 居住費（滞在費）（利用者負担第4段階のご利用者） 3,370円（1日あたり）

(2) 食費（1食あたり）

（利用者負担第4段階のご利用者）

朝食 410円 昼食 610円 おやつ 105円 夕食 610円

(3) ご利用者が選定する特別な食事提供を行ったことにより、必要となる費用 実費

(4) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める場合を除く）

(5) 理美容代 実費

- (6) 複写物 10 円（1枚）
- (7) 電気製品持ち込み使用料 1 品目 40 円（1 日あたり）
- (8) キャンセル料金 利用日の午前 9 時以降のキャンセルは、1 日の居住（滞在）費の 10% および食費（介護保険負担割合証に応じた額）

(9) 指定介護予防短期入所生活介護の提供において通常必要となるものに係る費用で、ご利用者に負担を求めることが適当と認められる費用

3 通常の送迎の実施地域以外に居住するご利用者に対して行う送迎に要する費用は、下記により徴収する。

① 通常の送迎の実施区域を超えたところから片道 1kmあたり 100 円にて計算した額

4 前 2 項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、ご利用者またはそのご家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、ご利用者の同意を得なければならない。

（通常の送迎の実施地域）

第 8 条 通常の送迎の実施地域は、米原市（旧坂田郡山東町、米原町、近江町）、長浜市（平成 18 年合併前の旧長浜市）、および彦根市（鳥居本小学校区域、城北小学校区域）とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 9 条 ご利用者は、事業所を利用するに当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所の従業者に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がける。

2 ご利用者やそのご家族による、職員へのハラスメント行為（職員への暴力や乱暴な言動、セクシャルハラスメントなど）があった場合、サービスの中止や契約を解除することがあること。

（緊急時等における対応方法）

第 10 条 事業所に勤務する職員は、事業実施中におけるご利用者の心身状態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第 11 条 事業所は、ご利用者に対する事業の提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、ご利用者に対する事業の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（身体拘束の制限）

第 12 条 事業所は、事業の提供に当たっては、当該ご利用者または他のご利用者等の生命、または身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束等は行わないものとする。

2 前項の身体拘束等を行う場合の手順としては、身体拘束排除マニュアルを用いて行うものとし、やむを得ず身体拘束が必要とされた場合は、管理者への報告を実施する。また、拘束を実施した場合は、その態様および時間、その他ご利用者の心身の状況ならびに緊急止むを得ない理由を記録するものとする。

3 身体拘束防止委員会を設置するとともに、介護職員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(人権への配慮等)

第 13 条 管理者は、ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の機会を確保するものとする。

(虐待防止への対応)

第 14 条 職員は、ご入居者に対し虐待はしてはならないとして、虐待防止対応マニュアルに定めており、ご入居者ご本人、保護者、従業者より虐待の通報がある時は、その対応マニュアルにそって対応するとともに、高齢者虐待防止法に基づき市町村（米原市）に通報いたす義務を負うものとします。

2 虐待を未然に防止のための、定期的な研修を実施するほか、その対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。

3 虐待防止に関する措置を適切に実施するために、担当者を置く。

(個人情報の保護)

第 15 条 ご利用者またはそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得たご利用者またはそのご家族の個人情報については、事業所での当該サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じてご利用者またはそのご家族の同意を得るものとする。

(秘密保持)

第 16 条 職員は、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密を保持しなければならない。

2 職員であった者が、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨は誓約書等を用いて必要な措置を講じています。

(非常災害対策)

第 17 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害および地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者および、火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制を構築するよう努める。

2 地域住民との連携および協力をを行うものとし、その訓練の実施に当たって、地域住民の参加を得られるものとし、その証として、法人施設の所在地である寺倉自治会との協定を保持するものとする。

(苦情処理)

第 18 条 管理者は、提供した事業に係るご利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。

施設、行政などの相談窓口については、重要事項説明書に記載のとおりとする。

(その他運営についての留意事項)

第 19 条 事業所は、職員の資質向上を図るために研修の機会を設け、また、常に業務体制を整備する。

- 2 管理者が、居宅介護支援事業者等必要な機関に対して、ご利用者またはそのご家族に関する情報を提供する場合には、事前に文書により関係者の同意を得るものとする。
- 3 施設は、指定介護老人福祉施設サービスに関する記録を整備し、保存期間については、重要事項説明書に記載のとおりとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人近江薰風会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、滋賀県知事の介護予防短期入所生活介護事業所の認可のあった日（平成 28 年 7 月 1 日）から施行する。

平成 30 年 3 月 26 日 改定・施行

平成 30 年 8 月 1 日 改定・施行

2019 年 10 月 1 日 改定・施行

2021 年 5 月 21 日 改定・施行

2022 年 5 月 27 日 改定・施行